

サポーター会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人感染症差別防止財団（以下「当法人」という。）におけるサポーター会員（以下単に「会員」という。）に関し、会員の入会及び退会並びに会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格と種類)

第2条 当法人の目的及び事業内容に賛同し、当法人の活動を賛助する個人又は法人もしくは団体は、理事長の承認を得て、会員となることができる。

2 会員のうち、個人を個人会員、法人又は団体を団体会員とする。

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者（以下「申請者」という。）は、理事長に対して、理事長が別に定める様式による入会申込書を提出しなければならない。

(入会の承認)

第4条 理事長は、前条に規定する入会の申し込みがあったときは、速やかに、申請者が第2条に規定する資格を有し会員としての適性を有するか否かを審査し、その資格及び適性を有するものと認めるときは、入会を承認する。

2 理事長は、前項の承認をしたときは、申請者に対し、その旨を通知する。

(会費)

第5条 会員は、次の各号に掲げる会費を納入するものとする。

① 個人会員

会費 1口 1000円 1口以上

② 法人会員

会費 1口 1万円 1口以上

(会費の納入方法)

第6条 会費の納入は、年会費として、当法人が定める一定の時期までに、会員において、当法人が指定する銀行口座に振り込む方法により行う。

(会費の使途)

第7条 第5条及び前条の規定により納入された会費等については、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度に係る定款第4条第1項各号所定の事業に使用する。

(会員の特典)

第8条 会員は、次の各号に掲げる特典を享受することができる。

- ① メールリングリストに登載し、メール等による情報提供の受領。
- ② 当法人が主催、共催する講演会、セミナー等への会員料金での参加。
- ③ 当法人が主催する会員間の情報交換等を図る目的で開催する交流会等への会員料金での参加。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会における理事の過半数の賛成による決議により、これを除名することができる。

- ① 違法行為又は著しく反社会的な行為を行うなど会員としての適性を欠くと認められるとき
- ② 当法人の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせる行為があったとき。
- ③ 正当な理由なく、1年以上にわたって会費の納入その他当法人に対する債務の履行を怠ったとき。
- ④ 当法人の事業を妨げ若しくは妨げようとし、又は当法人の事業に関して不正な行為を行ったとき。

2 理事会において、会員の除名が審議されるときは、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
- ② 個人会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は法人会員が解散もしくは消滅したとき。
- ③ 除名されたとき。

(会費の不返還)

第12条 会員がその会員資格の喪失の前に納入した会費については、これを返還しない。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日より施行する（令和2年12月1日理事会議決）。